

令和 8 年度墨田区高齢者支援総合センター職員配置基準及び体制に係る報告事項等（案）

1 配置する職員数

高齢者支援総合センター（以下、「センター」という。）は、センターが担当する圏域における高齢者人口等に応じ、以下の人数の常勤の専任職員又は非常勤職員を配置すること。

	国の配置基準 【3,000 人～6,000 人につき 3 職種各 1 人ずつの配置】※	区の独自基準 【前期高齢者人口 3,000 人ごとに 0.5 人加配】	区の独自基準 【後期高齢者人口 3,000 人を超した場合、1,000 人ごとに 1 人加配】	区の独自基準 【要介護・要支援認定者数 1,500 人ごとに 1 人加配】	合計配置人数
みどり	3 (7,817)	0.5 (3,533)	2 (4,284)	0 (1,280)	5.5
同愛	3 (7,950)	0.5 (3,436)	2 (4,514)	0 (1,499)	5.5
なりひら	3 (6,979)	0 (2,962)	2 (4,017)	0 (1,348)	5
こうめ	3 (5,865)	0 (2,485)	1 (3,380)	0 (1,158)	4
むこうじま	3 (8,042)	0.5 (3,221)	2 (4,821)	1 (1,641)	6.5
うめわか	3 (7,842)	0 (2,968)	2 (4,874)	1 (1,796)	6
ぶんか	3 (8,394)	0.5 (3,195)	3 (5,199)	1 (1,790)	7.5
八広はなみずき	3 (6,188)	0 (2,491)	1 (3,697)	0 (1,318)	4

（基準日：令和 7 年 9 月 1 日）

※墨田区地域包括支援センター事業実施要綱第 5 条に規定する主任介護支援専門員、社会福祉士及び保健師（準ずるものを含む。）を、専任の常勤職員各 1 人以上配置することとする。

※保健師に準ずる者として要綱上規定する「地域ケア、地域保健等に関する経験及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験については、医療機関、介護施設、介護保険事業所、障害者施設等において高齢者が在宅生活を送れるよう相談・支援業務に従事した経験等とし、地域包括支援センターでの業務経験を含むものとする。

2 その他の配置職員

上記のほか、下記の職員を配置すること。

- （１）第 2 層の生活支援コーディネーター（常勤換算 0.5 人）を兼ねる職員 1 人
- （２）認知症地域支援推進員（常勤換算 0.9 人）1 人

なお、認知症地域支援推進員は、「認知症地域支援推進員研修」を受講済み又は当該年度中に受講予定がある看護職（保健師・看護師）（※）を充てること。

※ 看護職の配置が困難な場合、認知症地域支援推進員の業務遂行が可能な社会福祉士、精神保健福祉士を充てることができる。ただし、承認にあたっては当該業務受託者が、以下の内容を記載した書類を区へ提出し、事前に承認を得ることとする。

- ア 氏名
- イ 職種
- ウ 看護職の配置が困難な事情
- エ 配置までの経過、取組
- オ その他配置に関して必要と思われる事項

3 その他

(1) 報告及び提出物

ア 年度当初の報告

センターの設置者は、年度当初に登録書等の写しを添えて「高齢者支援総合センター体制一覧」及び「高齢者支援総合センター相談室体制一覧」を区に提出すること。

イ 職員の変更に係る報告

センターの設置者は、年度途中で職員の変更が生じた場合、必要に応じて登録証の写しを添えて、発生日から原則として1週間以内に「体制状況変更届」及び「高齢者支援総合センター体制一覧」を区に提出すること。

ウ 職員体制の不備に係る報告及び精算について

- ① センターの設置者は、配置基準を満たせない事態の発生を把握した場合、直ちに「体制状況報告書」を区に提出するとともに、当該事態の解消に努めること。
- ② 上記事態が解消されない期間が1か月を経過する毎に、「欠員対応状況報告書」を区に提出すること。
- ③ 国の配置基準を満たせない期間が6か月以上経過した場合、欠員に係る必要経費を計算の上、区と協議し、委託料の精算を行うこととする。

(2) 高齢者みまもり相談室との兼務

センターと高齢者みまもり相談室の職員（高齢者見守り推進事業補助金）の兼務は、認めない。